



## 看護師の労災事故

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎

黒木法律事務所 弁護士 武市尚子

**Q** 1 当院外科の入院患者Aが結核に感染していたことが判明したので、すぐ他院に転医させました。その後、入院病棟に勤務していた職員の検査を実施したところ、Aを担当していた看護師Bが結核に感染していることが判明しましたので、直ちに勤務からはずし、治療に専念させています。その後、Bから当院に、治療費、休業補償を払って欲しいという請求がありました。どのように対応すべきでしょうか。

2 当院の看護師Cが鼻や咽喉の不調を訴えており、当院の衛生管理者である医師Dの診察の結果、院内で使用している殺菌消毒剤の吸入が原因ではないかと診断されました。Cの他には、不調を訴えているスタッフはいませんが、当院は今後どのような対策をとるべきでしょうか。

**A** 1 医療従事者の院内感染は労働災害に該当するので、労災事故として労災保険の対象となります。従って、Bが労働基準監督署に備え付けてある請求書に必要な事項を記載して提出すれば、労災給付を受けることができます。労災給付としては、治療費が支給される療養補償や休業中の給与の6割が補償される休業補償、後遺症が補償される障害補償等があります。

しかし、労災給付は、労働者のすべての損害を補填するものではありませんので、労働者は、労災給付を受けていながら、それ以上の損害賠償を使用者に請求するため民事訴訟を起こすことができます。その場合の法律構成として、使用者の安全配慮義務違反が主張され、使用者が敗訴した判例も多数あります。特に、医療機関の場合には、医療法上も院内感染対策を含めた医療安全対策を講ずる義務が定められています（医療法6条の10）ので、医療機関として当然の感染予防対策を怠っていた事情があれば、敗訴する可能性が大きいと言えます。

よって、本件の場合も、病院からBに労災給付の申請を促し、労災給付で補填されない損害については、病院が補償する方向でBと示談することをお勧めします。

2 Cの不調の原因が、殺菌消毒剤である可能性が指摘されている以上、Cをこのまま殺菌消毒剤に曝露する環境に置いてはならず、殺菌消毒剤を使用しない部署に配置転換するか、防護マスクやゴーグルの着用を指示しなければなりません。また、現時点でその殺菌消毒剤による不調を訴えているのがCだけだとしても、今後同様の症状を訴える者が出現する可能性がありますので、殺菌消毒剤の安全性を精査し、他の職員についても、室内の換気、手袋やエプロン、ゴーグルの着用等が適切に行われているかを再確認することが必要です。

類似の事例では、看護師の化学物質過敏症につき病院側の安全配慮義務違反が認められ、約1,000万円の支払いが命じられた裁判例があります（参考裁判例）。



**医師：**看護師が病院内で感染等の被害に遭った場合、医師賠償責任保険は使えませんか。

**弁護士：**医師賠償責任保険は、患者に被害が生じた場合に適用されるものですので、医療従事者が業務中に被害に遭った場合には、使えません。

**医師：**では、病院が全額自腹で支払うことになりませんか。

**弁護士：**病院の安全配慮義務違反が認められれば、自腹で賠償金を支払うことになりますが、労災保険で支払われた分は、差し引かれます。

**医師：**それなら、看護師と示談をする前に、すみやかに、看護師から労災給付の申請をさせておくことが大切ですね。

**弁護士：**その通りです。そのためには、病院の事務局が労働基準監督署から労災の請求書を入手し、看護師に記載させたうえで提出するなどのアシストが望ましいですね。

**医師：**今回の事例は、すべて民事の損害賠償の問題でしたが、医療安全対策を怠ったことにより病院が刑事処罰を受けることがありますか。

**弁護士：**労働安全衛生法所定の安全対策を怠った場合には、刑事罰を科せられることがあります。たとえば、レントゲン装置を利用しているのに、医療従事者に保護具をきちんと身に付けさせなかったり、外部被ばくの線量を測定しなかったりすることは、電離放射線障害防止規則に違反し、労働安全衛生法22条2号に該当するので、病院の院長など責任者が刑事罰（6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）を受ける恐れがあります。

さらに、院長が刑事罰を科せられると、厚労省から行政処分（医師免許の停止・取消）を受けることがあるので、病院の存続にもかかわる深刻な問題になります。

**医師：**医療従事者の安全と健康を守ることは、病院のリスクマネジメントとしても、極めて重要だということですね。

### 参照条文

医療法第6条の10

病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

労働安全衛生法第22条

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

同法第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、(以下略)

### 参考裁判例

大阪地裁平成18年12月25日判決

(判例時報1965号102頁)

本件は、グルタルアルデヒドを含む消毒液を用いて検査器具を消毒する業務に従事していた看護師が化学物質過敏症になり、病院に損害賠償を請求した民事訴訟である。

裁判所は、病院が防護マスクやゴーグルの着用を指示しなかったことを安全配慮義務違反と認定した。この事例では、看護師が不調を訴える3年ほど前から、医療従事者に対するグルタルアルデヒドの危険性が医学会において具体的に指摘され、看護師が不調を訴えて被告病院の衛生管理者である医師の診察を受けた際、消毒液吸入による刺激が考えられると診断されていたなどの事情も考慮されている。

質問募集／編集部では、北海道医師会会員の皆様からのご質問・ご感想をお待ちしています。